

工 事 計 画 認 可 申 請 書

(高浜発電所第1号機の変更の工事)

関 原 発 第 1 8 5 号

2 0 1 9 年 8 月 2 日

経済産業大臣

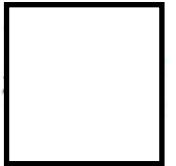
世耕 弘成 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関 西 電 力 株 式 会

取 締 役 社 長 岩 根 茂



電気事業法第47条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画の
認可を受けたいので申請します。

関原発第264号

2019年9月27日

経済産業大臣

菅原 一秀 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂

工事計画認可申請書の一部補正について

2019年8月2日付け関原発第185号をもって申請しました工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち枠囲みの内容は、
テロ等対策における機密に係る事項又は商業
機密に係る事項であるため公開できません。

高浜発電所第1号機

工事計画認可申請書

本文及び添付書類

関西電力株式会社

目 次

	頁
I. 工事計画書	1
II. 工事工程表	3
III. 変更を必要とする理由を記載した書類	4
IV. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第1項の 認可の申請をした年月日を記載した書類.....	5
V. 添付書類	6

I. 工事計画書

一 発電所

1. 発電所の名称及び位置

名称	高浜発電所
位置	福井県大飯郡高浜町田ノ浦

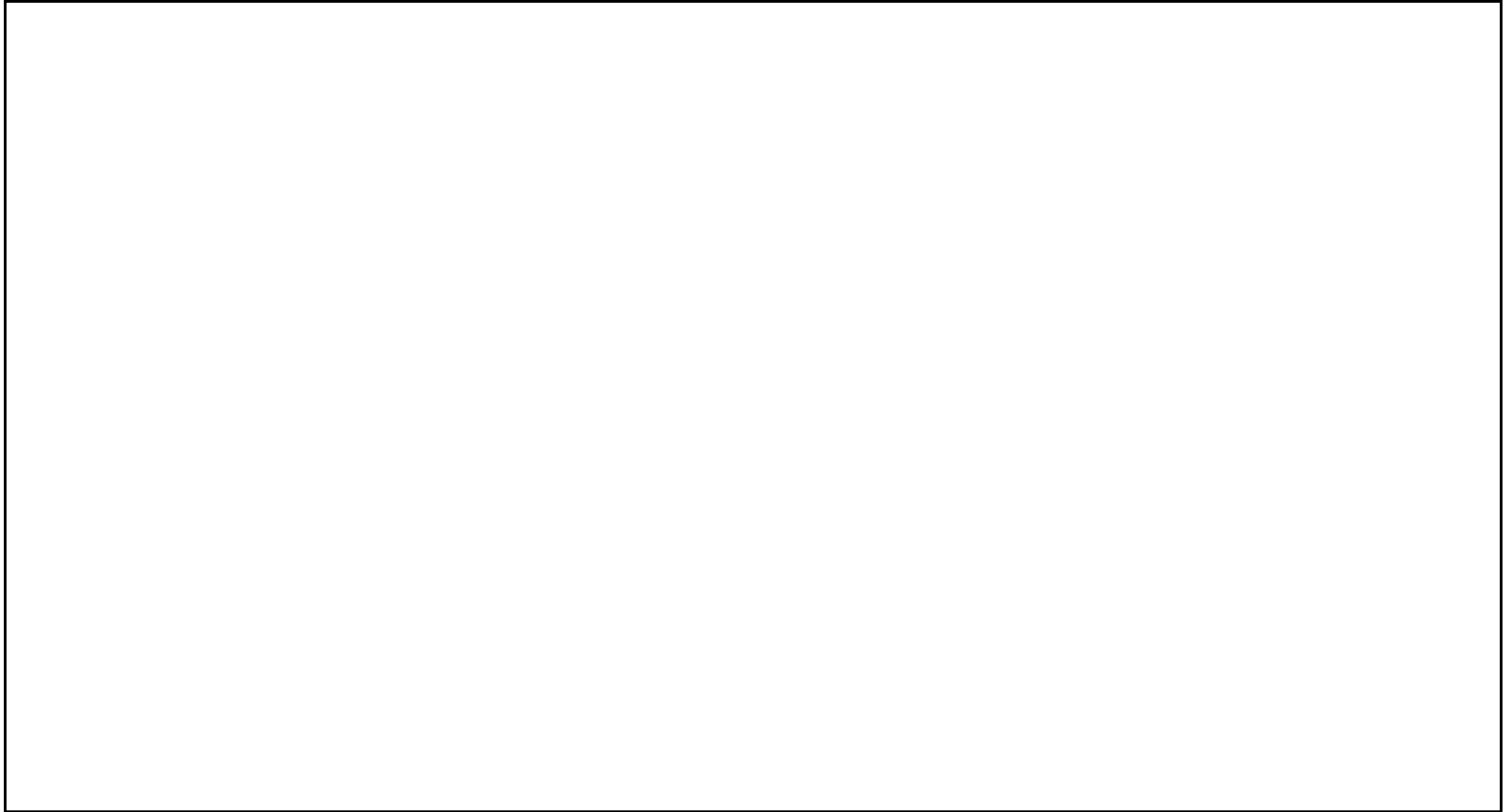
2. 発電所の出力及び周波数

出力	3,392,000 kW	
第1号機	826,000 kW	(今回申請分)
第2号機	826,000 kW	
第3号機	870,000 kW	
第4号機	870,000 kW	
周波数	60 Hz	

(一) 原子力設備

今回の変更工事のみ記載する。

7. 原子炉格納施設（加圧水型原子力発電設備）



II. 工事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

年月 工事項目	2019年								2020年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
特定重大事故等対処施設 設置工事 ・原子炉格納施設														

2020年						2021年											
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

— : 現地工事期間

□ : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

○ : 工事の計画に係る全ての工事が完了した時

※検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

(「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第1項の規定による工事工程表の記載)

Ⅲ. 変更を必要とする理由を記載した書類

変更を必要とする理由

平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な設備の工事に伴い変更する。

IV. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

高浜発電所第1号機

工事計画認可申請書番号

関原発第580号（平成31年 3月15日）

以下、工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

関原発第183号（2019年 8月 2日）

関原発第262号（2019年 9月27日）

V. 添付書類

当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類

1. 発電所の名称及び位置

名称	高浜発電所
位置	福井県大飯郡高浜町田ノ浦

2. 発電所の出力及び周波数

出力	3,392,000 kW	
第1号機	826,000 kW	(今回申請分)
第2号機	826,000 kW	
第3号機	870,000 kW	
第4号機	870,000 kW	
周波数	60 Hz	

3. 設備別記載事項

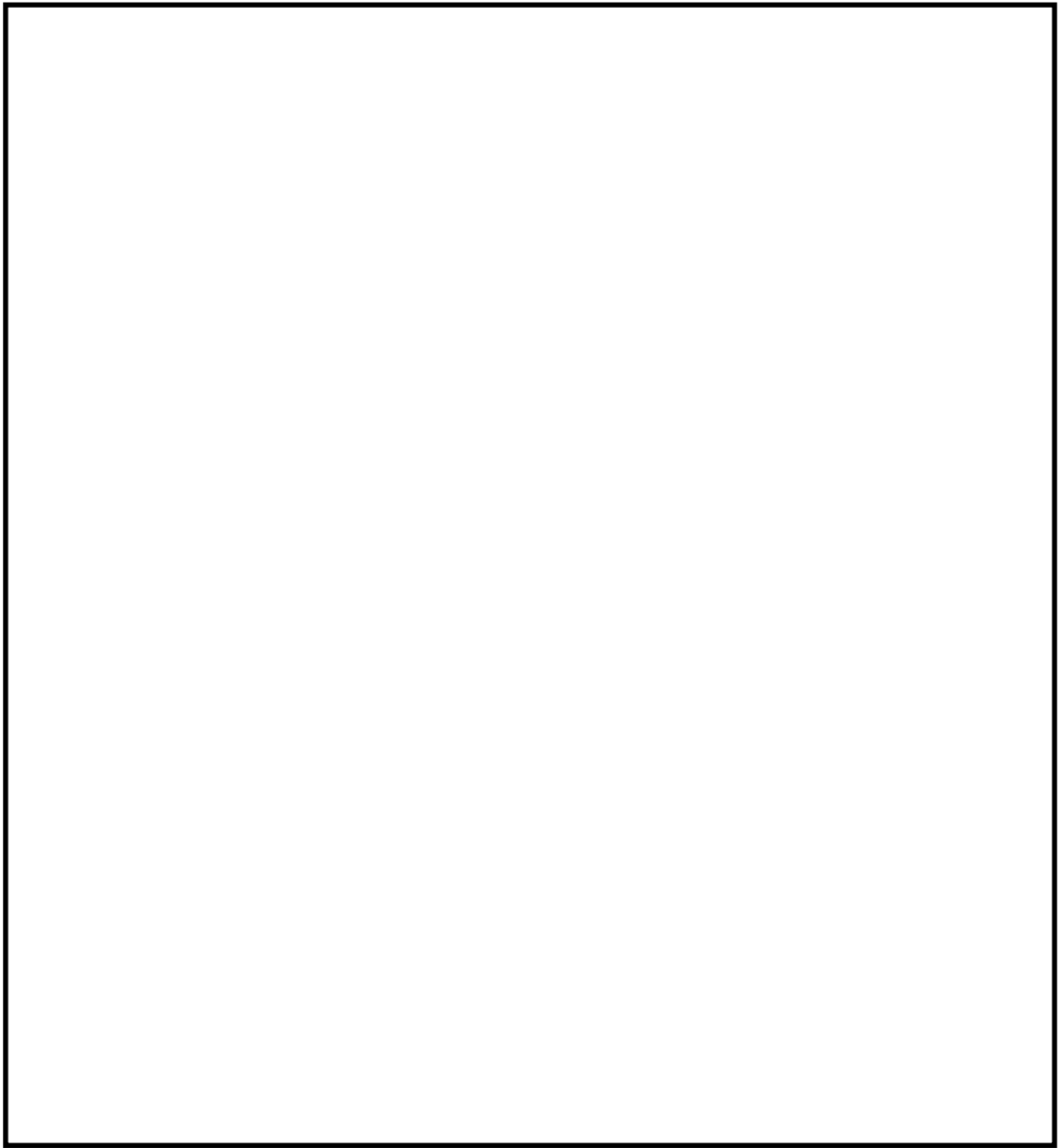
3.1 原子炉冷却系統設備

3.1.1

(1) 主配管

3.2 原子炉格納施設

3.2.1



3.2.2

3.2.2.1

(1) 主配管



「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1号の規定に基づく指示について」（平成25年7月8日原規技発第1307081号・20130628商第22号）により、原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨指示のあった以下の添付書類については、添付を省略する。

省略した添付書類

- 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- 2 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- 3 原子力発電所の火災防護に関する説明書
- 4 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面
- 5 耐震性に関する説明書
- 6 強度に関する説明書
- 7 構造図
- 8 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書
- 9 品質保証に関する説明書